

記載例

| | | | | | |
|---|---------------|---|---------------------------|---------------|--|
| | | ※受理日 年 月 日 | | ※交付日 年 月 日 | |
| | | ※受理番 号 | | ※交付番 号 | |
| 映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書 | | | | | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項の規定により届出をします。 | | | | | |
| 令和〇〇年 〇月〇〇日 | | | | | |
| 広島県公安委員会 殿 | | | 届出者の氏名又は名称及び住所 | | |
| ※法人の場合 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 | | | ※個人の場合 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 | | |
| 株式会社 甲乙産業 代表取締役 広 島 次 郎 | | | 甲 乙 太 郎 | | |
| 氏 名 又 は 名 称 (ふりがな) | | こうおつ たろう | | | |
| | | ----- | | | |
| | | 甲 乙 太 郎 (法人の場合 株式会社甲乙産業) | | | |
| 住 所 | | 〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△マンション〇号室 (082)〇〇〇局〇〇〇〇番 | | | |
| 本 籍 ・ 国 籍 | | 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番(住民票どおり記載) | | | |
| 生 年 月 日 | | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 | | | |
| そ の 代 表 者 | 氏 名 (ふりがな) | ----- | | | |
| | 住 所 | 〒 () 法人の場合のみ代表者を記載する。 () 局 番 | | | |
| | 本 籍 ・ 国 籍 | | | | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 | | | |
| 広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称 (ふりがな) | | あだるとまるまるねっと | | | |
| | | アダルト〇〇ネット | | | |
| 事 務 所 の 所 在 地 | | 〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△ビル2階 (082)〇〇〇局〇〇〇〇番 | | | |
| 映 像 伝 達 用 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号 等 | | http://www.〇〇〇.jp/ | | | |
| の 送 自 動 公 衆 送 信 装 置 設 置 者 | 氏 名 又 は 称 | 株式会社〇〇サーバー | | | |
| | 住 所 | 〒(〇〇〇-△△△△) 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル2階 (〇〇〇)〇〇〇局〇〇〇〇番 | | | |
| 営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日 | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (届出日の10日後以降) | | | |

法人は空欄

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載すること。
- 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 「映像伝達用設備を識別するための電話番号等」欄には、法第31条の7第1項第4号の映像伝達用設備を識別するための電話番号、URL等であつて、当該映像を伝達する際に用いるものを記載すること。
- 「自動公衆送信装置の設置者」欄は、法第31条の7第1項第4号の自動公衆送信装置が映像送信型性風俗特殊営業を営む者以外の者が設置するものである場合に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第32号 (第60条関係)

| <p>営業の方法 (映像送信型性風俗特殊営業)</p> | |
|--|--|
| <p>氏名又は名称 甲 乙 太 郎 (法人の場合 株式会社甲乙産業)</p> | |
| <p>広告又は宣伝をする場合に使用する呼称 アダルト〇〇ネット</p> | |
| <p>事務所の所在地 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△△ビル2階</p> | |
| <p>広告又は宣伝の方法</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>①する <input type="checkbox"/>②しない</p> |
| | <p>① 広告物の表示 (場所: 県内全域原則できない。)) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度: 月に2回) ③ インターネット (URL: http://〇〇〇.jp/) ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所: 県内全域原則できない。)) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない</p> |
| <p>広告又は宣伝の態様</p> | <p>広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法</p> <p>ホームページ上に「18歳未満の者は利用禁止」と明示する。など</p> |
| <p>18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容</p> | <p>18歳未満の者が利用できないよう、支払いはクレジットカードのみとする。など</p> |

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容」欄には、客の依頼を受ける方法(18歳未満の者が通常利用できない方法によっているかどうかを含む。)、利用者が18歳以上であることを担保するための措置等を具体的に記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。